

平成17年度 雇用均等・児童家庭局 予算(案)の概要

次世代育成支援対策の更なる推進と公正かつ多様な働き方の実現

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

「少子化社会対策大綱」に基づき策定された、重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実、待機児童の解消に向けた取組を引き続き推進するとともに、子育て生活に配慮した働き方の改革を進め、全国の地方公共団体において、平成17年3月までに策定される行動計画の実施を支援し、次世代育成支援対策を強力に推進する。

また、パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を進める環境整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

《平成17年度雇用均等・児童家庭局 予算(案)のポイント》

頁

○ 雇用均等・児童家庭局 予算(案)の状況	… 2
○ 三位一体改革に係る政府・与党合意(児童福祉関係)の内容	… 2
○ 交付金の概要	
・ 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	… 3
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)	… 5
○ 統合補助金の概要	
・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	… 7
・ 母子家庭等対策総合支援事業	… 8
・ 母子保健医療対策等総合支援事業	… 9

《主要事項》

○ 次世代育成支援対策の更なる推進

頁

1 地域における子育て支援対策の充実	3, 429億円	… 10
2 多様な保育サービスの推進	3, 410億円	… 12
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	3.6億円	… 13
4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	117億円	… 14
5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実	215億円	… 16
6 母子家庭等自立支援対策の推進	3, 351億円	… 18
7 施設の整備の充実		… 20
8 施設の運営の充実		… 20

○ 公正かつ多様な働き方の実現

1 多様な働き方を選択できる環境整備	20億円	… 21
2 男女雇用機会均等確保対策の推進	11億円	… 21

○ 雇用均等・児童家庭局 予算(案)の状況

	16年度予算額	17年度予算(案)	伸び率
局合計	10,537億円	11,170億円	6.0%
児童福祉関係 (うち 特別会計)	10,429億円 336億円	11,078億円 316億円	6.2% ▲6.1%
労働関係 (うち 特別会計)	108億円 96億円	92億円 89億円	▲14.8% ▲7.3%
一般会計	10,105億円	10,765億円	6.5%
特別会計	432億円	405億円	▲6.3%

○ 三位一体の改革に係る政府・与党合意（児童福祉関係）の内容

○ 税源移譲

- ・ 延長保育事業費基本分（公立分） 81億円
 - ・ 産休代替保育士費等補助金 10億円
 - ・ 保育士養成所費 1億円
 - ・ 1歳6か月児、3歳児健康診査費負担金 14億円
- (計 106億円)

○ 交付金化

- ・社会福祉施設等施設整備費補助・負担金（保育所等）について交付金化

○ 児童扶養手当に関する負担金の改革

児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）〈創設〉

34, 568百万円

次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。

1. 予算額 平成17年度予算案 34, 568百万円
2. 趣旨 次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進を図るものである。
3. 事業対象 次世代育成支援対策交付金の対象となる事業については、つどいの広場事業、延長保育事業を始めとする地域の特性や創意工夫を活かして市町村が実施する次世代育成支援対策に資する市町村事業を対象とする。
なお、交付に当たっては、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」に基づく重点事業を中心に、市町村が策定する行動計画に基づく毎年度の事業計画を総合的に評価を行った上で、予算の範囲内で交付額を決定する。
4. 実施主体 市町村
5. 重点配分となる事業
 - ・つどいの広場事業
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
 - ・乳幼児健康支援一時預かり事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・延長保育促進事業
 - ・育児支援家庭訪問事業
 - ・総合施設モデル事業（平成17年度限り） 等
6. 対象外事業
 - ・個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
 - ・国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ・既に一般財源化（税源移譲）の対象とされた事業
(公立保育所の延長保育の基本分など) 等
7. 交付金の使途 6. に掲げる事業を除き、交付された額の範囲内で毎年度の事業計画に定めるいずれの事業に充てるかは自由。

【参考】

○次世代育成支援対策交付金へ移行する事業

平成16年度予算の状況

- ・育児支援家庭訪問事業
- ・つどいの広場事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・市町村地域子育て支援推進強化費
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライト事業)
- ・延長保育促進事業
- ・食育等推進事業
- ・へき地保育所費
- ・家庭支援推進保育事業
- ・保育所地域活動事業
- ・世代間交流等事業
- ・異年齢児交流等事業
- ・育児講座・育児と仕事両立支援事業
- ・小学校低学年児童の受け入れ
- ・地域の特性に応じた保育需要への対応
- ・家庭的保育を行う者と保育所との連携を行う事業
- ・育児等健康支援事業

平成17年度予算案

次世代育成支援対策交付金

・総合施設モデル事業

次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)

〈創設〉

16,704百万円

次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画、市区町村行動計画に定められている地域の実情に応じた次世代育成対策に資する施設整備の実施を支援する。

1. 予 算 額 平成17年度予算案 16,704百万円
2. 趣 旨 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。
3. 対象施設 児童相談所及び一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、子育て支援のための拠点施設、保育所、へき地保育所、婦人相談所、婦人保護施設 等
4. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
5. 実施方法 都道府県・市区町村が策定する行動計画をもとに作成する整備計画に基づき、保育所の待機児童数、ソフト事業等の取組状況、これまでの施設の整備状況や老朽度などを勘案し、各自治体毎の整備計画を総合的に評価を行った上で、予算の範囲内で交付する。
6. 対象外事業 土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用、その他施設整備費として適当と認められない費用
7. 交付金の使途 6.に掲げる事業を除き、交付された額の範囲内で都道府県・市区町村整備計画に記載されているいずれの施設の整備に充てるかは自由。

【参考】

○次世代育成支援対策施設整備交付金

平成16年度予算の状況

社会福祉施設整備費

国庫補助(負担)金

《都道府県・指定都市・中核市申請》

児童相談所及び一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、子育て支援のための拠点施設、保育所、へき地保育所、婦人相談所、婦人保護施設 等

※市区町村、社会福祉法人等は都道府県等を経由して申請

平成17年度予算案

次世代育成支援対策

施設整備交付金

《都道府県・指定都市・中核市計画に基づく申請》

都道府県立施設等及び社会福祉法人等が設置する以下の施設

児童相談所及び一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、子育て支援のための拠点施設、保育所、へき地保育所、婦人相談所、婦人保護施設 等

※都道府県等の計画に基づき、国に直接申請

《市区町村計画に基づく申請》

市区町村立の施設及び社会福祉法人等が設置する以下の施設

保育所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設 等

※市区町村計画に基づき、国に直接申請

○都道府県の整備計画に掲げる社会福祉法人等

児童養護施設や母子生活支援施設等の社会福祉法人等については、都道府県に申請。

○市区町村の整備計画に掲げる社会福祉法人等

保育所の整備を予定している社会福祉法人等にあっては、市区町村に申請。

児童虐待・DV対策等総合支援事業（創設）

1,775百万円

各自治体における要保護児童対策・DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能にする統合補助金を創設する。

1. 予 算 額 平成17年度予算案 1,775百万円

2. 趣 旨 各自治体における要保護児童対策・DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能にする。

3. 対象事業 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象となる事業は、地域の実情に応じて都道府県等が実施する自立生活援助事業（自立援助ホーム）、児童虐待防止対策支援事業、ひきこもり等児童福祉対策事業、自立促進等事業、児童家庭支援センター運営事業、里親支援事業、婦人相談員活動強化事業及び売春・DV対策機能強化事業とする。

なお、交付に当たっては、都道府県等の事業計画等に基づき、交付額を決定する。

4. 補 助 根 拠 予算補助

5. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

6. 補 助 率 1／2、1／3

母子家庭等対策総合支援事業（創設）

1, 868百万円

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

1. 予 算 額 平成17年度予算案 1, 868百万円

2. 趣 旨 各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等について、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

3. 対象事業 母子家庭等対策総合支援事業の対象となる事業は、地域の実情に応じて都道府県等が実施する母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭就業自立支援センター事業及び母子家庭自立支援プログラム事業とする。
なお、交付に当たっては、都道府県等の事業計画等に基づき、交付額を決定する。

4. 補 助 根 拠 予算補助

5. 実施主体 都道府県・市

6. 補 助 率 1／2、3／4、定額

母子保健医療対策等総合支援事業（創設）

3, 623百万円

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

1. 予 算 額 平成17年度予算案 3, 623百万円
2. 趣 旨 各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。
3. 対象事業 母子保健医療対策等総合支援事業の対象となる事業は、地域の実情に応じて都道府県等が実施する母子保健強化推進特別事業、新生児聴覚検査事業、療育指導事業、生涯を通じた女性の健康支援事業、特定不妊治療費助成事業、周産期医療対策事業及び総合周産期母子医療センター運営事業とする。
なお、交付に当たっては、都道府県等の事業計画等に基づき、交付額を決定する。
4. 補 助 根 拠 予算補助
5. 実 施 主 体 都道府県、政令市 等
6. 補 助 率 定額、1／2、1／3

次世代育成支援対策の更なる推進

《 316,314百万円 → 342,949百万円 》

1 地域における子育て支援対策の充実

(1) 地域における子育て支援体制の強化

(新) ○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設

34,568百万円

次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援することを目的に創設する。

【対象となる主な事業】

・つどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等の事業を行う。

・育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、育児・家事の援助や、技術指導等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

【上記事業の他、対象となる主な事業】

・延長保育促進事業

・総合施設モデル事業

○ 地域子育て支援センターの整備

5, 529百万円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

3, 000か所 → 3, 107か所

(2) 地域児童のための健全育成事業の充実

○ 放課後児童クラブの拡充

9, 470百万円

放課後児童の受入れ体制の整備を推進するとともに、障害などに関する知識を有したボランティアによる放課後児童指導員に対する援助や障害児の受入に必要な設備の整備などの環境改善を図る。

放課後児童クラブ 12, 400クラブ → 13, 200クラブ

○ 児童ふれあい交流促進事業の推進

280百万円

児童館等を活用した中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を行う。

(3) 児童手当国庫負担金

317, 475百万円

支給対象年齢 小学校第3学年修了前

手当額 第1子・第2子 5, 000円／月

第3子以降 10, 000円／月

(平成16年改正(支給対象年齢を義務教育就学前までから小学校第3学年修了前までに引上げ。)の満年度化等に伴う所要額を計上)